

鶴田町指定排水設備工事業者の申請について

1 鶴田町指定排水設備工事業者の資格要件

- ① 日本下水道協会青森県支部による登録を受けた排水設備工事責任技術者1名以上及び配管工2名以上専属していること。
- ② 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ③ 県内に営業所を有していること。
- ④ 次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 工事業者（法人にあっては、代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ないものである場合
 - イ 工事業者（法人にあっては、代表者）が責任技術者又は配管工としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ウ 指定工事業者が指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 指定申請書の添付書類

- ① 申請者（法人の場合は代表者）の住民票又は外国人登録済証明書及び身分証明書
- ② 法人に係る商業登記簿謄本及び定款の写し（ただし、指定工事業者の指定を受けようとするものが、法人の場合に限る。）
- ③ 印鑑証明書
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所の平面図及び付近見取図
- ⑥ 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- ⑦ 直前1年の町税、県税及び国税の納税証明書
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

3 指定の有効期間及び更新手続

- ① 指定工事業者の有効期間は、3年とする。
- ② 指定工事業者は、有効期間満了に際し、引き続き指定工事業者の指定を受けようとするときは、有効期間満了の日の1箇月前までに継続指定申請書を町長に提出しなければならない。

4 責任技術者及び配管工の資格

- ① 責任技術者は、社団法人日本下水道協会青森県支部の実施する排水設備工事責任技術者試験に合格した者でなければならない。
- ② 配管工は、支部の実施する排水設備工事配管工認定講習を修了した者又は責任技術者の資格を有する者でなければならない。

5 責任技術者又は配管工の登録申請等

- ① 支部の資格を有する者で、責任技術者又は配管工として登録を受けようとする者は、責任技術者（配管工）登録申請書を町長に提出する。
- ② 登録した責任技術者又は配管工に対し、排水設備工事責任技術者（配管工）証を交付する。

6 登録の有効期間及び更新手続

- ① 登録の有効期間は、排水設備工事責任技術者（配管工）証交付の日から支部が認定した資格の有効期間満了の日までとする。
- ② 更新する場合は支部の実施する排水設備工事責任技術者（配管工）更新講習を修了し、有効期間満了の前日30日までに登録更新申請書を提出すること。

7 責任技術者及び配管工の兼職禁止

- ① 責任技術者及び配管工は、2以上の工事業者の責任技術者及び配管工を兼ねることができない。
- ② 責任技術者が配管工として登録した場合は、責任技術者として登録することができない。

8 指定工事業者の責務及び遵守事項

- ① 指定工事業者は下水道に関する法令、条例及び規則に従い誠実に工事を施行しなければならない。
- ② 指定工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 工事施行の申込みに対し、正当な理由がある場合を除くほか、これを拒まないこと。
 - イ 工事契約に際し、工事金額、工事期限その他必要事項を明示し、適正な工費で施工すること。
 - ウ 工事の全部又はその重要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
 - エ 指定工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
 - オ 工事は、排水設備等の計画の確認を受けたあとに着手すること。
 - カ 検査に合格した工事であっても、1年以内に異状（天災地変若しくは使用者の故意又は過失によると認められるときを除く。）を生じたときは、無償でこれを補修すること。
 - キ 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力要請があった場合に、これに協力するよう努めること。

9 水洗便所等改造資金借入れ手続きについて

★ 融資の手続き

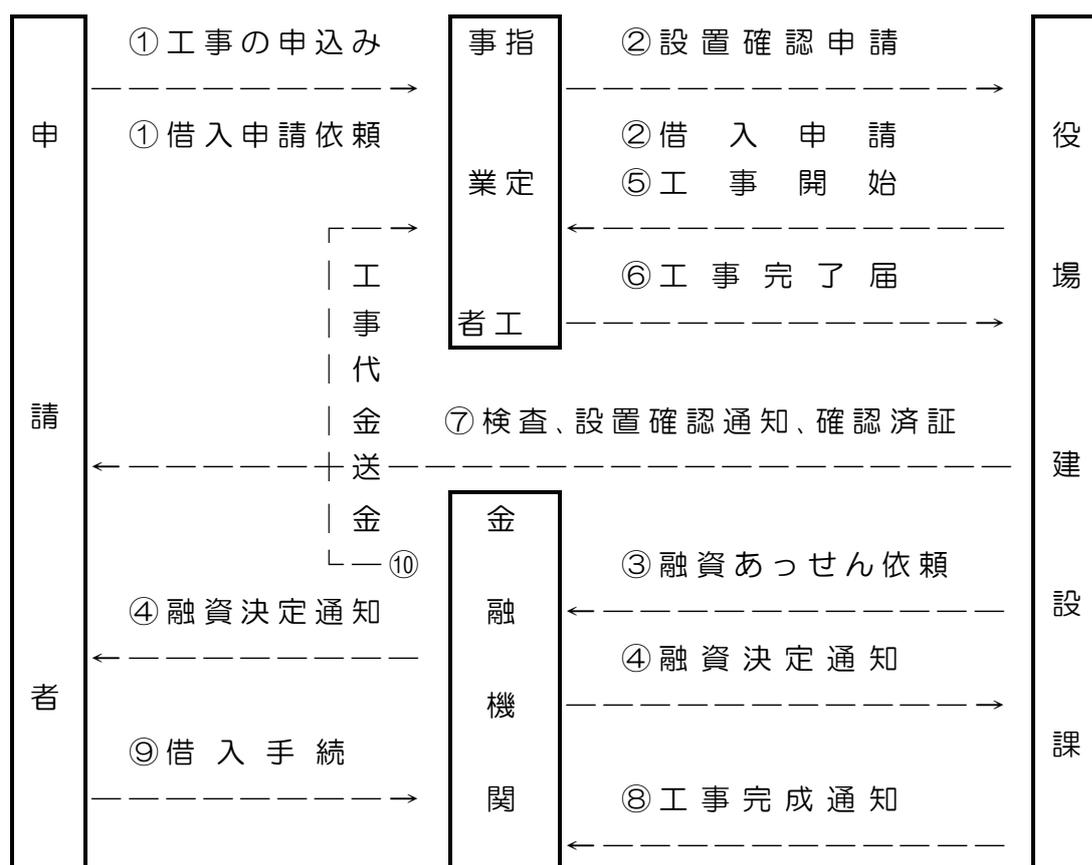
- 加入者に代わって指定排水設備工事業者で融資手続きを行います。

★ 融資の内容

- 金融機関 みちのく銀行鶴田支店
 あおもり信用金庫鶴田支店、つがるにしきた農協
- 融 資 額 60万円以内
- 返済期間 60カ月以内（5年以内）
- 利 率 当該年度4月1日の長期プライムレートによる。
 （H18年度利率、年2.10%）
- 返済方法 元金均等月払い又は、元金均等年払い

★ 融資の条件

- 加入募集の日から3年以内に水洗化工事をする事。
- 処理区域内に住んでいる家屋の所有者、または所有者の同意を得た家屋の占有者で、町税を完納していること等が条件となっています。



10 宅内工事完成検査手数料等について

- ★ 宅内工事検査手数料 1件 3,000円
- ★ 指定排水設備工事業者審査手数料 1件 10,000円